

# 令和4年度事業計画

自 令和4年4月 1日  
至 令和5年3月31日

令和3年度は、同年10月から12月までの3か月を除くそのほとんどが新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が講じられる期間となったが、その中で、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）では、Web会議の開催、オンライン配信による研修の実施など、これまでの経験から学んだ新型コロナウイルスへの感染防止対策を講じることにより適切に各種事業を実施した、まさにWith Coronaを実践した年度となった。

令和4年度は、With Coronaを継続しつつ、また、ワクチン接種の充実による感染予防効果の拡大、新薬投与による適切な治療開始の期待もあることから、Beyond Coronaを見据えた積極的な事業展開を推進する。

昨年11月に政府において開催された「新しい資本主義実現会議」では、「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」が取りまとめられ、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等が成長と分配の好循環の起爆剤であること、また、賃金の分配戦略が成長を支える重要な基盤であるとされ、成長戦略の中には、同一労働同一賃金の徹底及び経済状況に応じた最低賃金の引上げ並びに働き方改革の更なる推進等が掲げられている。

また、昨年7月に過労死等防止対策大綱が変更され、今年度は、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設などを規定した改正育児・介護休業法や一般事業主行動計画の作成等が101人以上規模の企業にも適用されることを規定した改正女性活躍推進法が施行される。さらに、令和5年4月に予定されている中小企業に対する月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする改正労働基準法の適用までは1年、令和6年4月に予定されている建設事業、自動車運転の業務及び医師に対する時間外労働の上限規制に関する改正同法の適用までは2年を切った。

このような中で、本年度、本会では、社労士事務所はもとより、社労士が関与する中小企業のデジタル化の推進及び働き方改革の更なる推進を最重点課題として取り組む。取組に当たっては、労務管理の専門家として、実務に裏打ちされた経験を生かし、中小企業・小規模事業者をはじめとする事業者やその労働者の負託に応える社労士ならではのサービスを提供し、併せて「SDGs」達成に貢献する。

また、これらのサービスを提供できる社労士を育成するため、品位の保持はもとより、前記の改正法等をはじめ、知識と実務のバランスを確保する充実した基礎研修及び実務研修を実施する。

以上の最重点課題等について、具体的には、以下の事業を展開し、社労士の社会的地位の向上及び社労士制度の更なる発展を図る。

## I 社労士制度の基盤整備関連事項

1 働き方改革・健康経営に関する事業      2 デジタル・IT化推進に関する事業      3 業務監察に関する事業      4 その他の事業

## II 職域拡大及び外部関係機関等との連携関連事項

1 職域拡大に関する事業      2 外部関係機関等との連携に関する事業

### Ⅲ 組織力強化関連事項

- 1 本会の組織運営能力の強化に関する事業      2 会員支援に関する事業      3 会員の専門能力・資質の向上に関する事業

### Ⅳ 広報及び社会貢献関連事項

- 1 広報に関する事業      2 社会貢献に関する事業

## I. 社労士制度の基盤整備関連事項

### 1. 働き方改革・健康経営に関する事業

(1) コロナ禍により雇用形態や労働者の意識変化が急速に進む中で、コミュニケーションの難しさやマネジメントの困難さ、生産性の低下等が企業経営の課題として掲げられるとともに、デジタル化の進展もあり、組織と人事は大きな変革が求められている。このため、これらの直面する課題解決に向け、中小企業等を対象とした働き方改革支援セミナーを実施する。

(2) 会員を対象に、関与先事業所への勤怠管理システムの導入支援やコロナ禍におけるハード・ソフト両面からの人事労務管理を考える働き方改革支援セミナーを実施し、業務支援を行う。

(3) 全国健康保険協会が取り組む「健康企業宣言<sup>®</sup>」及び同協会東京支部が行う「健康優良企業認定制度（銀の認定、金の認定）」の普及促進に引き続き協力する。また、東京商工会議所が行う「健康経営アドバイザー制度」の普及促進に向けて連携・協力し、健康経営の取組を推進する。

### 2. デジタル・IT化推進に関する事業

(1) AIやIoTを活用した人事労務に関する各種新サービスであるHRテックやRPAを社労士業務へ展開するための研究・検討を進め、社労士制度を取り巻く事業環境や社会経済環境の変化にスピーディーに適合し、士業としての競争優位性を高めるための施策を展開する。

(2) 社労士事務所のデジタル化に対応するため、本会が設置した「電子申請支援センター」の機能を拡充し、業務支援ツール、Excelマクロ、クラウドサービス等に関する情報提供やこれらを利用した実践的な研修を実施する。あわせて、会員が関与先事業所等のデジタル化への支援を行うことができる能力を担保する。

(3) デジタルガバメントに対応するため、「会員の誰一人として取り残されない」をキーワードに、電子申請に関する対面とオンラインによる個別相談会の積極的な実施、チャットボットによるQA機能及び昨年度制作した電子申請手続き動画の更なる拡充により、全ての会員が着実に電子申請とデジタル化に対応できるよう支援を行う。

(4) DXを推進する社労士の未来像に係る社労士の役割を検証するため、事業所に対するニーズ調査の実施に向け、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）への働きかけを行う。

(5) 本会ホームページに公開している「電子申請・情報セキュリティ宣言事務所」を対外的にアピールし、社労士がデジタルガバメントに対応した士業であることを示す。また、会員に対しては、電子申請の活用と情報セキュリティ対策への取組について働きかけを行う。

(6) 会則において義務化されている本会会員サイトへの「電子メールアドレス」の登録について、更なる徹底を図り、本会、統括支部及び支部の連絡体制等の効率性、利便性の向上を図る。

### 3. 業務監察に関する事業

(1) 業務侵害牽制のため、連合会が検出した他士業及び民間事業者等のホームページを確認し、業務監察等委員会による注意喚起等の厳正な措置を講じる。

(2) 会員の不適切な情報発信については、連合会が検出した会員のホームページを確認し、業務監察等委員会による指導等により、ホームページの修正を促す。また、業務監察等委員会で制作した啓発用動画を活用し、不適切な情報発信が行われないよう会員の意識を強く喚起する。

(3) 業務監察等委員会が実施する苦情処理については、連合会及び他道府県会との連携による機能強化や各種研修等様々な機会を利用して、職業倫理の保持等を通じた社労士業務の信頼性を担保するとともに、会員の品位の保持に努め、社会的信頼の確保を図る。また、業務監察等委員会で制作した啓発用動画を活用して、業務侵害事案に関与しないよう会員の意識を強く喚起する。

### 4. その他の事業

令和5年度に法制定55周年を迎えることから、「社会保険労務士法制定55周年記念事業準備委員会」を設置し、同記念事業の準備を開始する。

## II. 職域拡大及び外部関係機関等との連携関連事項

### 1. 職域拡大に関する事業

(1) 人材マネジメントを始めとする3号業務分野における企業経営支援のため、戦略的なセミナーを企画・実施する。

(2) 社労士による働き方改革を推進するため、企業が取り組む健康経営<sup>®</sup>、健康企業宣言<sup>®</sup>をビジネスチャンスと捉え、より実践的なセミナーを開催し、知識の習得に努める。また、年間を通じた体系的なセミナー（基礎編、専門編、実践編）を定期的かつ継続的に行い、健康経営を実践するため開業会員、勤務等会員を問わず、更なるスキルアップを図る。

(3) 健康企業宣言東京推進協議会（東京都、東京商工会議所、全国健康保険協会東京支部など本会を含めた関係13団体）に加盟する団体とのコラボ事業の実現に向けて連携を密にする。また、会員事務所における健康企業宣言<sup>®</sup>を推進し、併せて関与先事業所への健康経営<sup>®</sup>の普及促進を図る。

(4) 「社労士診断認証制度」の普及促進を図るため、連合会と連携し、会員に対する研修を実施するとともに、事業主団体等を通じ企業価値の向上に向け、引き続き啓蒙を行う。

(5) 東京三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）への働きかけを改めて実施し、医療業界の労務管理に関するセミナーや個別相談会を提案するなど医療業界への労務管理支援を行い、医師、歯科医師、薬剤師の働き方改革への取組を進める。あわせて、医療業界の支援要請に備えるため、引き続き医療労務コンサルタントの人材育成と能力担保を図る。

(6) 医療機関勤務評価センターが行う医療機関の評価事業開始に伴い、労務サーベイヤの養成と能力担保を図り、医療業界への労務管理支援を行う。

(7) 医療業界への職域拡大を図るため、事例集「知っておきたい医療機関の働き方改革と労務管理Q&A」を改訂し、医療業界における社労士の活動をアピールする。

(8) 介護事業所における人材の育成や確保に対応するため、介護事業への労務管理支援に特化した「介護事業労務管理研修（基礎編、実践編）」を実施し、より専門的、実務的な知識の習得を図り、介護事業所に対する相談、指導を行う。

(9) がん患者及び障がい者等の就労支援に関する取組として、医療機関担当者に向けたオンライン研修を開催する外、新たに動画による就労支援活動の周知及びチャットボットの導入による本会ホームページの充実を図る。また、医療機関等相談員に向けた能力担保研修を実施する。

(10) 重版された「がん治療と就労の両立支援相談対応ハンドブック」を活用し、治療と仕事の両立支援の場における社労士の認知度向上を図るとともに、医療機関と職場の連携強化を図る。

(11) 連合会から依頼を受けた「企業主導型保育施設への労務監査事業」の実施に当たっては、統括支部・支部と連携の上、会員社労士への実務研修を実施し、確実な業務遂行に努める。

## 2. 外部関係機関等との連携に関する事業

(1) 東京労働局、関東信越厚生局、東京都等の関係行政機関及び日本年金機構、全国健康保険協会東京支部等との緊密な協力関係を引き続き維持する。

(2) 厚生労働省、東京労働局、東京都等が実施する各種委託事業については、その内容を精査し、本会が行う意義を十分に検討した上で積極的に応札し、社労士の社会的使命を果たす。

(3) 東京都が実施する福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業及び介護職員処遇改善加算取得等促進支援事業に係る事業所について、適切な指導・助言を行う。また、引き続き処遇改善コンサルタントへの能力担保研修を実施する。

(4) 東京都が実施する「働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣事業」において、支部と連携の上、中小企業に相談・助言を行う専門家として引き続き会員社労士を派遣する。

(5) 「東京都社会保険労務士政治連盟」、「東京社会保険労務士協同組合」、「東京SR経営労務センター」及び「一般社団法人社労士成年後見センター東京（以下「成年後見センター東京」という。）」の関係4団体と本会との合同による意見交換会等を開催し、引き続き緊密な連携を図るとともに、関係4団体への支援・協力を進める。

(6) 東京商工会議所などの経済団体、東京税理士会、東京都行政書士会、連合東京等と定期的な情報交換会を行い、相互理解を深めるとともに、個々の団体の会員の業務の活性化や付加価値の向上等を図る。

(7) 災害復興まちづくり支援機構や女性専門職交流会などを通して、引き続き関係他士業との協力・連携を図る。

(8) 関東甲信越地域協議会を始めとする道府県会と、委員会活動等に関する情報交換会を実施し、本会の事業運営に反映させるとともに、全国の社労士会をリードする役割を担う。

### Ⅲ. 組織力強化関連事項

#### 1. 本会の組織運営能力の強化に関する事業

(1) 社労士制度の一層の発展・充実を目指して、本会の事業執行体制の強化・責任体制の明確化を図るため、本会と各支部・統括支部との役割分担の指針に基づいた事業活動の推進、実効性のある事業計画・予算の決定方法、予算配分等、予算と執行のルールの再考等本会全体の組織の在り方に関する検討を引き続き進める。また、支部・統括支部・会員への支援体制の整備、諸規程等の整備及び本会の活動を支える事務局機能の強化のために次の取組を行う。

- ① 統括支部・支部におけるオンデマンド配信による研修の開催を支援する。
- ② 統括支部に対する業務支援のため、統括支部会議及び賀詞交歓会の開催通知並びに統括支部・支部会報の発送を引き続き本会が行う。
- ③ 事務局関係の諸規程について必要な見直しを行う。
- ④ 事務局職員の適正配置に留意し、事務局業務の遂行に有効な職員研修を実施する。

(2) 過年度会費未納者等に対する事務局からの電話・文書による督促及び所在不明会員の所在確認調査を引き続き実施する。また、必要に応じ、簡易裁判所に対する支払督促の申立等を実施し、滞納会費の解消を図る。

(3) 本会会長選挙について、令和2年度に実施したアンケート（意識調査）を踏まえ、直接選挙を想定した模擬投票を実施するなど、会員の投票に対する機運を高める。

(4) プライバシーマークを取得し、個人情報保護法への適合性及び自主的に高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立する。

(5) 支部長連絡会を通じて支部長間の情報共有を図る。あわせて、執行部と統括支部長・支部長との合同会議を開催し活発な意見交換を行う。

#### 2. 会員支援に関する事業

(1) ICT（情報通信技術）を利用した会員サービスの拡充（会員マイページを利用した各種研修の申込、受講履歴閲覧、受講証明書ダウンロード、会費支払履歴閲覧・領収書ダウンロード、受講料などの多様な決済手法の導入等）及び事務局業務の効率化を実現するため、令和3年度から開始した本会のすべての事業の根幹となる会員の情報管理を行う基幹システムの整備について、中期的視点を持って実施する。

(2) 社労士の更なる社会的地位向上を図るため、新たに企画・検討した「事務所運営デジタル支援ツール」を作製し、会員向けセミナー等において周知する。

(3) 「社労士法人連絡会」を開催し、社労士法人が抱える課題等について情報交換を行うとともに、法人社員間の交流を深める。

(4) 勤務等会員の活動を活発化させるため、各統括支部が開催する勤務等会員向けの研修会を支援するとともに、本会勤務等部会主催の研修会・情報交換会等を引き続き充実させていく。また、勤務等会員の社労士としての地位・知名度向上に向け、業務を通じて得た知識等を生かせる機会を増やすとともに、上記研修会の内容を会報に掲載するなど活動内容を広く周知する。

(5) 厚生事業について、会員相互の親睦を深めることを念頭に、新型コロナウイルスの感染状況に応じ、開催可能となる方法を検討し、実施する。

(6) 「自主研究発表大会」をオンライン配信により実施するとともに、「自主研フェスタ」の開催を検討する。

(7) 「自主研究発表大会」等を通じて自主研究グループの活動を国民に対して広くアピールし、社労士の認知度の更なる向上と社労士業務の新たな価値創造を図る。また、より多くの会員が自主研究グループに参加できる環境整備として、グループと会員のマッチングを図るためのオンラインによる入会相談会などを引き続き検討する。

(8) 「社労士検索システム」を広く事業主や人事担当者に周知するため、新たに東京商工会議所や武蔵野・多摩地区の商工会議所の会報への広告掲載を行うとともに、関係機関等を通じてチラシの配布を行い、会員が着実に業務の拡大に繋がられるよう強力に支援する。

(9) 令和2年度に開設した立川サテライトオフィスの活用を推進し、引き続き会員の利便性向上並びに企業及び地域住民からの相談等のサービス向上に努める。

### 3. 会員の専門能力・資質の向上に関する事業

(1) 社労士を取り巻く事業環境や社会経済環境の変化に適合するため、実務に則した実践的な内容の研修を企画・実施する。特に、研修内容の充実を図り、また、専門性を高めるため、部会・委員会の横断的な研修を引き続き実施する。

(2) 研修の企画・立案については、会員のニーズや法改正、社会情勢等を踏まえ、タイムリーかつ的確なテーマ・方法を選定し、実施する。

(3) 不適切な情報発信など社労士の品位を失墜させる行為を未然に防ぐため、倫理研修の更なる受講勧奨を行う。

(4) 前期・後期年2回実施の必須研修について、受講率の更なる向上を図るため、eラーニング配信を基本としつつ、併せて会場視聴の開催を検討する。加えて、統括支部長、支部長と連携して更なる受講勧奨を行う。

(5) 新規登録入会研修会を実施し、新入会員に対し、社労士としての社会的使命、社労士の職業倫理及び隣接士業との関係などを周知するとともに、本会、統括支部、支部及び関係4団体の活動に対する理解を促進する。

(6) 人事労務管理研修、法学研修及び年金研修について、それぞれ段階的カリキュラムを編成し、専門能力の担保に資するよう実務的な研修内容を検討し、実施する。

(7) 業務関連研修について、コミュニケーション能力やコンサルティング業務のスキルアップ等を目的としたテーマを選定し、社労士の専門性をより高め、会員の業務拡大に繋がるものを実施する。

(8) 経営環境や就労形態の急激な変化に伴い、個別労働関係紛争が多く発生していることに鑑み、特定社労士があっせん代理の実務に適切に対応できるよう階層的カリキュラムでセミナーを企画・実施する。

(9) 特定社労士を対象として「社労士会労働紛争解決センター東京」（以下「紛争解決センター東京」という。）のあっせん委員候補者、東京労働局へのあっせん委員の推薦候補者となりうる人材育成を行うための研修を実施する。

(10) 新入会員や新規開業者等の実務能力及び資質の向上を図るため、「実務修習講座」を実施する。

## IV. 広報及び社会貢献関連事項

### 1. 広報に関する事業

(1) 社労士制度や業務内容、本会の事業活動について広く一般に周知するため、ホームページやSNS、プレスリリース、オウンドメディア等を活用したプッシュ型広報に力点を置いた施策を展開する。特に、10月の社労士制度推進月間や12月2日の「社労士の日」を中心に効果的な情報発信を行うとともに、コロナ禍の状況も踏まえながら無料街頭相談の実施に向け企画を進める。

(2) 電車内デジタルサイネージ広告を継続的に実施するとともに、ホームページに掲載し、社労士制度の広報に活用する。

(3) 総合労働相談所をはじめとした無料常設相談窓口、学校教育などの社会貢献活動及び本会に設置する「紛争解決センター東京」などの各種活動を広く広報するため、関係行政機関や東京商工会議所等の関係団体に対し連携・協力を求めていく。また、本年度は、「東京の10士業による暮らしと事業のよろず相談実行委員会」の幹事会として参画し、他士業との協力・連携のもと第27回よろず相談会を実施する。

(4) 社労士試験合格者が本会にスムーズに入会できるよう周知・広報の上、引き続き「社労士試験合格者セミナー」を開催し、入会勧奨を図る。

(5) 企業や個人が身近に社労士を検索できるよう、ホームページにおける「社労士検索システム」と「電子申請・情報セキュリティ宣言事務所」との連動を図るとともに、これらを広く対外的にアピールする。

(6) 連合会がコーポレートメッセージとして掲げる「人を大切にする企業」づくりへの支援を通じて、社労士が「人を大切にする社会」の実現に寄与する存在であることをアピールする。

(7) 社労士制度の広報に向けた本会マスコットキャラクターを新たに企画・検討する。

(8) 厚生労働省等記者クラブへの投込み及びプレスリリース配信代行サービスを活用し、広く様々な方面への社労士の活動をアピールする。また、新聞・テレビ等のマスメディアとの良好な関係を形成し、本会に対する取材依頼に適切に対応する。

(9) 会報500号発刊記念号を企画・発刊する。また、会報の電子版の導入を検討する。

## 2. 社会貢献に関する事業

(1) 学校や地域における労働・社会保険等に係る教育について、新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、以下のとおり取り組む。

① 都内の高等学校に対して、教材の一部やPR用DVDの配付、本会ホームページ等による広報を通じて学校への講師派遣活動に取り組む。また、東京都教育庁が進める「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」に引き続き参画し、都立高校への講師派遣件数の拡大を図る。

② 小・中学校等への講師派遣については、従来どおり支部が対応することとし、本会は、支部に対して、講師謝金、交通費等の支部経費に対する補助金を支給する。

③ 本会が受託する都立高校の出前授業等について、将来的に統括支部・支部が実施することについて検討する。

(2) 社会貢献事業として時宜にかなったテーマをとりあげ、事業主・労働者・国民に向けたセミナー開催や事業に取り組み、情報発信を実施する。

(3) 事業所を対象とした労働保険年度更新・算定基礎届事務説明会について、幅広く広報し、開催する。

(4) 無料常設相談窓口である「総合労働相談所」、「社労士110番」、「年金相談センター」及び立川サテライトオフィスの多摩相談室（労働・年金）の体制等の充実を図る。

(5) 連合会の街角の年金相談センター運営本部と連携し、「街角の年金相談センター（オフィス）」の円滑な運営を可能とするため、相談員のスキルアップのための支援に努め、年金相談に関するサービスの向上に協力する。

(6) 「紛争解決センター東京」の紛争解決対応力の更なる向上を図るため、総合労働相談所運営委員会との定期的な意見交換、合同研修などを積極的に実施する。また、「紛争解決センター東京」のホームページを刷新し、利用者の利便性の向上を図るとともに、あっせん等の理解を促進する。

(7) がん患者の就労支援について、東京都のがん診療連携拠点病院を中心に、医療機関を対象とした就労支援相談会や研修会を開催する。また、オンラインによる対応についても検討する。

(8) 障がい者の就労支援について、東京都のパラスポーツ応援プロジェクト「TEAM BEYOND」に引き続き参画し、パラスポーツに関わる各種イベント等へ参加するなどパラスポーツ支援を行う。

(9) 会員に向けた障がい者雇用に関する就労支援研修及び障がい者疑似体験会を企画・実施し、障がい者雇用への理解を促進する。